

第 7 章

移民労働者に関する ASEAN の協力

鈴木 早苗

要約：

本稿では、移民労働者に関する ASEAN の協力の現状を紹介する。移民労働者にはさまざまな形態があるが、ここでは、熟練労働者と非熟練労働者、人身売買の三つを取りあげる。ASEAN では 2015 年までに、政治安全保障共同体と経済共同体、社会文化共同体から構成される ASEAN 共同体の完成が目指されている。熟練労働者は、経済共同体においてその自由な移動を奨励されている一方、非熟練労働者の移動は、社会文化共同体においてその権利の保護とともに、出入国規制や管理に焦点が置かれている。人身売買による強制労働問題は、政治安全保障共同体において越境犯罪として取り扱われている。本稿では、三つの労働形態に関する ASEAN の協力がいずれも初期段階にあることを指摘する。なお、本稿は「東アジアにおける人の移動の法制度」研究会の中間報告書の一部である。

キーワード：

ASEAN、ASEAN 共同体、熟練労働者、非熟練労働者、人身売買

はじめに

ASEAN は、1967 年にインドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイの五カ国（以下、原加盟国）によって設置された。その後、1984 年にブルネイが加盟し、冷戦終結後の 1995 年にはベトナム、1997 年にミャンマーとラオス、1999 年にはカンボジアが加盟したことで、現在の ASEAN は、十カ国によって構成されている。ASEAN では、政治安全保障や経済、社会、文化など分野で国家間協力が行われてい

る。

本稿は、人の移動のなかでも移民労働者に関する ASEAN の取り組みを紹介する。したがって、難民などは含まないことをあらかじめ断っておく。移民労働者にはさまざまな形態がある。ここでは、ASEAN の協力における扱われ方をふまえ、熟練労働者と非熟練労働者、人身売買という形態に注目する。特に、非熟練労働者の移動は、不法入国や不法滞在、受入国における労働者の劣悪な雇用環境などが問題となっている。不法移民労働者のなかには人身売買による強制労働という形態をとるものもある (Aris and Evi Nurvidya [2004])。

本稿では、この三つの移民労働形態について ASEAN の協力の実態を紹介する。ASEAN 諸国は、2003 年に第二 ASEAN 協和宣言を発表し、ASEAN 政治安全保障共同体¹と ASEAN 経済共同体、ASEAN 社会文化共同体という三つの柱から構成される ASEAN 共同体の実現を目指すことで合意した (ASEAN [2003])。2004 年には、各共同体の実現に向けて具体的な活動を列記した「ビエンチャン行動計画」が策定された (ASEAN [2004a])。その後、ASEAN 諸国は、2015 年を目処に ASEAN 共同体を実現することを目指し、ビエンチャン行動計画をさらに発展させて、「青写真 (blueprint)」とよばれるロードマップを策定し、具体的な取り組みをおこなっている (ASEAN [2009])。

三つの移民労働形態 (熟練労働者・非熟練労働者・人身売買) に関する協力は、ASEAN 共同体の三つの柱に沿って進められている。すなわち、専門家などの熟練労働者は、経済共同体に向けた取り組みの一つとして、その移動の自由を積極的に奨励するとしている²。非熟練労働者に関しては、社会文化共同体の領域において、その移動をどう規制あるいは管理するかという問題が取りあげられ、出入国管理や入国後の雇用環境の整備などについて加盟国間の協力を進めるとしている³。人身売買対策は、越境犯罪対策として、政治安全保障共同体構築のための取り組みの一つに位置づけられている。

¹ ただし、2003 年当初は、ASEAN 安全保障共同体 (ASEAN Security Community) となっていた (ASEAN [2003])。青写真では、現在の名称となっているため本稿では政治安全保障共同体に統一する (ASEAN [2009])。

² 経済共同体の青写真では、「熟練労働者 (skilled labour) の自由な移動を奨励する」とある (ASEAN [2009])。

³ ASEAN の公式文書では、非熟練労働者 (unskilled labour/low-skilled labour) ではなく、移民労働者 (migrant worker) が使用されている (ASEAN [2009])。移民労働者には専門家などの熟練労働者も含まれるが、ここで管理の対象となるのは主に非熟練労働者 (特に不法移民労働者) であると考えられるため、本稿では、「非熟練労働者」を使用する。

第1節では、移民労働者に関する ASEAN の協力の背景として、東南アジア地域における移民労働者の特徴を概観し、この協力が開始された経緯を明らかにする。第2節では、ASEAN 共同体の青写真に沿って、三つの移民労働形態に関する協力の実態を紹介し、いずれの協力も初期段階にある点を指摘する。

第1節 移民労働者に関する協力の背景

移民労働者に関する ASEAN の協力が開始される契機は、1997 年のアジア通貨経済危機にある。危機を受けて ASEAN 諸国は、経済統合を深化させる必要性で一致し、移民労働者に関する協力は、経済統合を深化させるための取り組みとして開始された。この点を説明するため、以下では、東南アジアにおける移民労働者の特徴を概観し、通貨経済危機後に打ち出された合意を紹介する。

1. 東南アジアの移民労働者の特徴

東南アジアの移民労働者の特徴は、労働者の送出国と受入国が同居していることである。送出国では、フィリピンやインドネシア、ミャンマー、カンボジアなどがある。受入国の代表は、シンガポールとマレーシアである。タイは、ミャンマーから労働者を受け入れているが、同時に送出国でもある（Chalamwong [2004]）。

送出国は、自国の雇用改善がみられないなか、移民労働者の送金が外貨獲得の重要な手段となっているため、積極的に労働輸出を促進する一方、自国の労働者の待遇改善を受入国に要請する。受入国は、自国の経済発展のためには移民労働者に頼らざるをえない状況におかれている一方で、不法移民労働者の増加に悩まされている。受入国は、移民労働者の急増が自国社会に与える社会的・政治的影響を懸念し、送出国に規制強化を求める。このような構造から、移民労働者に関する ASEAN の協力では、送出国と受入国の利害が対立する状況がしばしばみられる。

1990 年代の東南アジアにおける移民労働者には、二つの傾向がみられる。一つは、不法移民労働者の急増である。特に、インドネシアからマレーシアへの非熟練労働者の移動は、正規の手続きを経ずになされる場合が多い。これは、正規の手続きには時

間も費用もかかることや、不法入国を手助けする斡旋業者の活動が活発化していることが関係している。マレーシア政府は、2002 年に移民法を改正し、インドネシア人労働者の強制送還に踏み切った。しかし、この措置は、インドネシア人労働者によって支えられた経済に打撃を与え、国内産業界の反発を招いた。加えて、インドネシア人労働者による暴動が発生し、インドネシア政府も抗議したため、マレーシア政府は、その措置を事実上撤回した (Liow [2006] ; アジア経済研究所 [2003])。

第二の傾向は、女性労働者が増加したことである。フィリピン女性の家事労働はその典型である。女性の労働は、児童とともに人身売買の対象となりやすい。女性労働者の増加により、人身売買問題はますます深刻化している (Hugo [2004])。

東南アジア地域における非熟練労働者の移動を管理する取り組みは、二国間覚書の締結などを二国間レベルでなされてきた (Anthony [2008])。しかし、送出国・受入国双方の要求がかみあわず、十分な効果を生んでいない。一般的に受入国は、自国の入国管理で対処する意向が強く、二国間や地域で協力することには消極的である。送出国のなかには、受入国への要請を続ける一方で、積極的に国内的措置を講じている国もある⁴。

2. アジア通貨経済危機と経済統合の深化

移民労働者に関する ASEAN の協力はそれほど古くない。協力の契機は、1997 年のアジア通貨経済危機で ASEAN 諸国が経済統合を深化させる必要があると認識したことにある。移民労働者に関する協力は、サービス貿易自由化の一要素として専門家など熟練労働者の自由な移動を促進することから始まった。

ASEAN 設立当初の協力項目だったにもかかわらず、経済協力はなかなか進展しなかった。進展をみせるのは、1990 年代に入ってからである。1992 年、ASEAN 自由貿易地域 (AFTA) の形成が合意され、物品貿易自由化に向けた取り組みが開始された。アジア通貨経済危機を受けて ASEAN 諸国は、経済統合を加速させる必要性を認識し、AFTA における関税撤廃スケジュールを前倒しすることで合意した (助川

⁴ たとえばフィリピンでは、1995 年に「移民労働者および海外在住のフィリピン人のための法律」を制定し、国内の違法な斡旋業者に対する取り締まりの強化などに取り組んでいる (Aris and Evi Nurvidya [2004])。

[2011])。その後、ASEAN 諸国は段階的に域内関税の削減を進め、2010 年には原加盟国とブルネイで関税が撤廃され、新規加盟国でも順調に関税が削減されている。

AFTA において物品貿易自由化を進めることに加えて、ASEAN 諸国は、サービス貿易の自由化にも着手する。ASEAN 諸国は、1997 年にビジョン (Vision) 2020 を発表し、平和共存と経済繁栄、生活の向上などを目指すことに合意した (ASEAN [1997])。ビジョン 2020 を受けて 1998 年にはハノイ行動計画が発表され、サービス貿易自由化に向けた取り組みとして、専門家など熟練労働者の自由な移動を促進することが目指された (ASEAN [1998])。

このほか、熟練労働者の移動や観光など自然人の移動を円滑にするため、2000 年には出入国協力のための行動計画が策定され、入国審査における「ASEAN レーン」の設置や各国移民局の協力を強化するなどが盛り込まれた (ASEAN [2000])。2006 年には、14 日間以内の滞在を条件に ASEAN 諸国の国民に対する査証免除協定が締結された (ASEAN [2006a])。

人身売買に関しては、先のハノイ行動計画において、アジア通貨経済危機の社会的影響への対策の一環として、女性と児童の人身売買に対する取り組みを開始することが謳われた。つまり、人身売買対策も当初は、通貨経済危機の文脈からとらえられた。

一方、非熟練労働者の移動については、1996 年の ASEAN の外相会議で不法移民問題への懸念が表明された (ASEAN [1996])。非熟練労働者の多くは不法移民労働者であり、その数が 1990 年代に急増したことで、外相会議で取り上げられることとなった。しかし、この問題に関して ASEAN の協力が開始されるのは、2000 年代後半に入ってからである。

以上から、移民労働者に関する ASEAN の協力は、アジア通貨経済危機をきっかけに経済統合を深化させる必要性が認識された結果、熟練労働者の移動の自由という形で開始されたといえる。

第 2 節 ASEAN 共同体における移民労働者に関する取り組み

2003 年の首脳会議において ASEAN 諸国は、ビジョン 2020 年とハノイ行動計画をさらに発展させ、三つの柱 (政治安全保障・経済・社会文化) から成る ASEAN 共同体

の構築を目指すことに合意した⁵。以下では、各共同体の青写真や関連する協定などの合意文書をもとに、熟練労働者と非熟練労働者、人身売買対策に関する取り組みを紹介する。

1. ASEAN 経済共同体の実現と熟練労働者の移動の自由

ASEAN 経済共同体が目指すのは、モノ・サービス・投資の自由化および資本のより自由な移動、均衡な経済発展および貧困削減がなされた状態である。経済共同体の青写真では、熟練労働者の自由な移動があらためて謳われている（ASEAN [2009]）。

現在の ASEAN の経済統合は、AFTA 形成合意に端を発する。AFTA は、物品に関する域内関税の撤廃を目指す自由貿易協定である。先行六カ国（原加盟国とブルネイ）では域内関税がすでに撤廃され、残りの四カ国（カンボジア・ラオス・ミャンマー・ベトナム）でも関税削減が順調に進んでいる。ASEAN のサービス貿易自由化は、1995 年に「サービスに関する枠組み協定」が締結されて本格化した。労働者はサービス貿易の形態の一つだが、その対象は熟練労働者に限られている（助川 [2011]）。経済共同体の青写真では、専門家および熟練労働者に対する査証や労働許可証の発給を促進すると明記されている（ASEAN [2009]）。

専門家や熟練労働者の移動の自由を促進する具体的な取り組みは、加盟諸国が特定分野の専門家について「相互認証協定」を締結することで進められている。相互認証協定は、専門家の資格相互認証を行うための諸手続きを定めた協定である。対象分野は、協定の締結順に、エンジニアリングサービス（2005 年）、看護サービス（nursing services）（2006 年）、測量技師（surveying services/surveyors）・建築サービス（architectural services）（2007 年）、会計監査サービス（accountancy services）・医師（medical practitioners）・歯科医（dental practitioners）（2009 年）である。

相互認証協定は以下の内容を盛り込んでいる。第一に、資格基準については、送出国で当該専門家の資格を取得し、数年の実務経験があることが基本条件となっている。実務経験については年数を規定している分野もある。たとえば看護サービスでは、申

⁵ ASEAN 諸国には経済統合を深化させる必要性が共有されていたため、もともとは経済共同体構想がまず念頭に置かれていた。2003 年首脳会議の議長国だったインドネシアの思惑などが作用して、政治安全保障共同体と社会文化共同体とセットで打ち出されることになった（山影 [2011]）。

請時に三年以上の実務経験が必要である（ASEAN [2006b]）。また、受入国での業務形態を規定している分野もある。たとえば、エンジニアリングサービスでは、独立した形態（自営）ではなく、受入国のエンジニアとの共同業務としてのみ認められる（ASEAN [2005]）。

第二に、認可手続きを担当する受入国の認可機関は、認可後も労働者に対する監督・管理業務を担う。第三に、相互認証制度の管理や運営、制度改革についての協議機関として、加盟各国の所轄機関から構成される ASEAN 委員会が設置されている。

第四に、紛争解決手続きについては、2004 年に ASEAN 諸国が合意した「紛争解決に関する ASEAN 議定書」を活用することが定められている⁶。この議定書は、協定違反で損害が発生するなど、加盟国間で対立が起きた場合に適用される。具体的な手続きは、当事国間の協議が失敗に終わった場合に当事国の合意に基づき、パネルを設置して当該問題を審査するというもので、WTO のパネル審査をモデルにしている（鈴木 [2011]）。パネルが設置され、是正勧告に従わない場合には、被害国は代償交渉を求め、あるいは対抗措置を発動することができる。ただし、パネルの設置には、訴訟国だけでなく、被訴訟国の合意が必要である。

以上から、熟練労働者の移動は相互認証協定という形で分野ごとに奨励されている。分野によって資格基準やモニタリングの方法などに違いがみられるが、基本的な構造は、送出国における資格認証を前提として実務経験などの一定の条件をクリアした上で、受入国の資格認定を受けるというものである。相互認証協定の実効性は、受入国の認可機関の裁量に依存する部分が多い。このことは、受入国の意向次第で協定が形骸化する可能性を示唆する。実際、相互認証協定の履行は進んでいないという指摘もある（助川 [2011]）。今後、ASEAN 諸国は対象分野を拡大していくとみられるが、協定の締結のみで履行が進まない可能性が予想される。

2. ASEAN 社会文化共同体と非熟練労働者の権利保護

非熟練労働者の移動については 1996 年の ASEAN 外相会議において、不法移民問題として認識されていた。しかし、この問題に関する具体的な取り組みがなされるの

⁶ 2008 年に発効した ASEAN 憲章において、経済関係の ASEAN の諸協定に関する紛争にこの議定書を適用すると規定された（ASEAN [2007a]）。

は 2000 年代後半に入ってからである。すなわち、非熟練労働者の移動は、ASEAN 社会文化共同体を構築するための取り組みとして取り上げられるようになった。

ASEAN 社会文化共同体とは、思いやりのある社会から構成される。2009 年、社会文化共同体の青写真において移民労働者の権利保護に取り組む必要性が打ち出された。移民労働者の権利保護が協力項目の一つとなったのは、これに先立つ 2007 年に「移民労働者の権利保護と促進に関する宣言」が発表されたことに端を発している。同宣言では、移民労働者の移動をどう規制し、管理するかという点に焦点が当てられており、主な目的は不法移民労働者の問題に取り組むことである。不法移民労働者は、非熟練労働者である場合が多い。非熟練労働者を規制・管理するという点は、経済共同体において熟練労働者の移動の自由を奨励していることと対照的である。

移民労働者の権利保護と促進に関する宣言は、労働者の受入国および送出国の義務を明文化し、義務履行のために行動計画を策定することを謳っている（ASEAN [2007b]）。受入国の義務として、移民労働者に対する社会福祉サービスの提供や雇用環境の維持、差別に対する訴訟権などの法的保護を求めている。これは、自国の労働者の処遇が問題となるたびに、送出国が受入国に要求してきた事項でもある。送出国の義務としては、海外労働に代替する雇用環境や送出手続きの充実、違法な斡旋業者の摘発などがある。特に、非熟練労働者の不法入国・滞在に悩む受入国は、違法な斡旋業者の摘発を送出国に要求している。

この宣言を受けて、2007 年 7 月、移民労働者に関する ASEAN 委員会が設置され、2008 年には行動計画が策定された（ASEAN [2008]）。行動計画によれば、四つのテーマで取り組みが開始される（表 1 参照）。表からわかるように、ASEAN 事務局のほかに、フィリピンが主導的な役割を果たそうとしている。積極的な関与の背景には、労働者の送出国として、自国労働者の権利保護を確保する狙いがあるとみられる。こうした取り組みは、海外で就労する労働者の送金で支えられたフィリピン経済の安定にとっても不可欠である。

第一のテーマは、搾取や差別に対する労働者の権利保護と促進である。このテーマでは二つの取り組みが計画されている。一つは、ASEAN 諸国の移民労働者政策についてベストプラクティスを集めることである。具体的には、斡旋業者の規制や労働者への情報提供、労使関係の紛争解決、出身国への送還と社会復帰支援などが含まれる。もう一つは、パンフレットの配布などを通じて、出入国時の手続きや、不法入国・滞

表 1 移民労働者に関する ASEAN 委員会の行動計画

テーマ	活動	主導国・組織
1. 搾取や差別に対する労働者の権利保護と促進	・ 移民労働者政策に関するベストプラクティスの収集 ・ 移民労働者への教育の充実	・ ASEAN 事務局 ・ ASEAN 事務局
2. 移民労働者管理	・ 移民労働者保護のベストプラクティスに関するワークショップ ・ 海外労働行政の改善 ・ 移民労働者に関する ASEAN フォーラム	・ シンガポール（斡旋業者による違法行為の摘発） ・ フィリピン ・ 移民移動者に関する ASEAN 委員会のホスト国
3. 人身売買対策	・ 越境犯罪高級事務レベル会合の活動の強化 ・ 越境犯罪高級事務レベル会合と移民労働者に関する委員会との共同活動	・ ASEAN 事務局
4. 移民労働者の権利保護と促進のための ASEAN の手続き策定	・ 移民労働者の権利に関する共通理解構築と権利保護の範囲についてのワークショップ ・ ASEAN の手続き策定のための方針決定（送出国と受入国の代表二カ国が参画）	・ フィリピン ・ タイ、インドネシア、マレーシア、フィリピン

出所：ASEAN [2008]に所収の *Work Plan of ASEAN Committee on the Implementation of the ASEAN Declaration on the Protection and Promotion of the Rights of Migrant Workers* より筆者作成。

なお、人身売買の被害状況などについて労働者に情報提供を行うことである。

第二のテーマは、移民労働者の管理（ガバナンス）の強化である。ここでは、送出

国および受入国が移民労働者保護に関する経験を学ぶためにワークショップを開催することが計画されている。ワークショップは、悪質な斡旋業者の摘発についての方法を学ぶというテーマから始まる。また、フィリピンが主導し、送出国のカンボジアとミャンマー、ラオス、ベトナムを対象に、海外労働者のための行政についてその経験を共有するプロジェクトが計画されている。

第三のテーマは、人身売買対策に関する協力であり、越境犯罪担当大臣会議と協力して取り組むとされた（次項参照）。

第四のテーマは、移民労働者の権利保護や促進のため、ASEAN の手続き（instrument）を策定することである。最初のステップとして、移民労働者の権利を保護する範囲や原則について共通理解を深めるとしている。その上で、送出国と受入国を代表してインドネシア・フィリピンとタイ・マレーシアが中心となって ASEAN の手続き策定のための指針作りに着手する。

以上みてきたように、移民労働者、とくに不法入国・滞在する非熟練労働者に対する協力は、労働者保護のための望ましい政策モデルを集めて検討する、あるいはワークショップを開催するといった、ASEAN の政策を立案、実施する前の準備段階にあるとよい。

この分野での協力を進める上で、ASEAN 諸国はさまざまな課題に直面している。最大の焦点は ASEAN の合意や約束の法的拘束力をいかに確保するかにある。そもそも、2007 年の移民労働者の権利保護と促進に関する宣言は、非拘束的な形態であり、強制力がない（Anthony [2008]）。法的拘束力をもつ制度の設置をめぐり、加盟国の利害が対立し、行動計画に示された取り組みが進展しない事態もすでに生じている。第四の取り組みである ASEAN の手続き策定作業は、2009 年 12 月から開始されたが、加盟国の利害が対立し、進展がみられていない。法的拘束力をもつ手続きの策定を目指すインドネシアやフィリピンに対し、受入国であるブルネイやマレーシア、タイ、シンガポールが難色を示している（*Jakarta Post*, 10 March, 7 May, 2011）。また、送出国であっても、カンボジアやラオス、ミャンマー、ベトナムは、移民労働者の保護が人権問題と結びつくことを警戒して、フィリピンとインドネシアの姿勢に同調することに消極的である（*Jakarta Post*, 11 April, 2011）。

3. ASEAN 政治安全保障共同体と人身売買対策

ASEAN 政治安全保障共同体が目指す世界は、ASEAN 諸国と人々が公正で民主的かつ調和的な環境において平和に共存する状態である。2009 年の政治安全保障共同体の青写真は、人身売買を越境犯罪の一つとして取り上げている（ASEAN [2009]）。越境犯罪問題への ASEAN の取り組みは 1997 年に開始された。すなわち、1997 年に「越境犯罪に関する ASEAN 宣言」が発表され、越境犯罪担当大臣会議や警察署長会議が設置されたのである。（ASEAN [2007c]）。

人身売買対策は、2004 年に女性・児童の人身売買防止宣言が発表され、その取り組みの必要性が再確認された。同宣言では、以下のような措置に各国が取り組むことを約束している（ASEAN [2004b]）。第一に、パスポートや査証申請の書類の偽造を防ぐ対策を講じること、第二に、加盟国間で国境監視の強化や情報交換などの協力を進めることである。第三として、人身売買の加害者と被害者を区別し、被害者が人道的処遇を受け、出身国に安全に送還されているかを確認できる体制を整え、第四に、人身売買に関与する組織の摘発など強制的措置を講じることである。

警察の捜査協力の必要性も認識されている。入手できた資料で把握できる限りでは、2004 年の第 24 回 ASEAN 警察署長会議で、警察協力の項目に人身売買対策が挙げられている。具体的な活動としては、（１）関連法令の整備と共有、（２）各国による行動計画の策定、（３）二国間および多国間協定の締結、（４）国内および地域的、国際的な捜査ネットワークの強化、（５）機密情報の交換、（６）国境管理の強化、（７）社会の意識向上への取り組みである（ASEAN [2004c]）。以上の活動は、2004 年以降の警察署長会議でも引き続き掲げられている。

また、ASEAN 事務局は、人身売買に関する協力を進めるための知識と情報を集約したハンドブックを作成した。ハンドブックでは、人身売買対策に関する条約や協定、その他さまざまな司法手続きが紹介されている（ASEAN [2010]）。

2011 年の首脳会議では人身売買防止強化宣言が発表され、この問題に取り組む必要性が再度確認された（ASEAN [2011]）。この宣言で、加盟国は二つの協力を進めることを改めて確認した。ひとつは加盟国間の協力である。このなかには、（１）人身売買を防止するため地域協力や国際協力を強化すること、（２）各国の法執行機関間の既存ネットワークを強化すること、（３）越境犯罪担当大臣が人身売買防止に関する協定の

締結を検討することなどが盛り込まれた。もうひとつは、加盟各国が取り組むべき事項である。具体的には、(1) 人身売買の加害者と被害者を区別し、被害者の出身国および国籍の特定に努めること、(2) 被害者に医療支援や確実な本国送還など必要な支援が供与されること、(3) 人身売買問題の解決におけるすべての側面において能力開発を強化することが挙げられている。

人身売買対策は、人身売買のルートや組織の追跡、被害者の所在の確認などを手探りの状態でおこなわれなければならないのが現状である。こうした対策の困難さは、2004 年の女性・児童人身売買防止宣言で謳われた強化策が、2011 年の人身売買防止強化宣言でも列記されていることからわかる。

おわりに

以上のことから、移民労働者に関する ASEAN の協力には次のことがいえる。第一に、この分野の協力の契機は、アジア通貨経済危機を受けて ASEAN 諸国が経済統合を深化させる必要性を認識したことにある。すなわち、サービス貿易自由化を進める一環として、熟練労働者の移動の自由を奨励することに合意したのである。

第二に、2003 年以降、移民労働者に関する協力は、ASEAN 共同体構築のための取り組みとして進められている。熟練労働者の自由な移動については、経済共同体を構築する取り組みとして引き続き進められている。人の移動はサービス貿易自由化の重要項目であるが、経済共同体では、その対象が熟練労働者に限られる点にあらためて注意が必要である。熟練労働者の移動の自由が奨励されるのとは対照的に、非熟練労働者の移動に関する協力は規制・管理面に焦点が当てられている。社会文化共同体の領域において推進されているこの協力では、受入国が送出国に悪質な斡旋業者の取り締まりなどを要求し、送出国は受入国に社会保障など非熟練労働者の権利保護を求めている。他方、人身売買は、越境犯罪の一つとしてその対策の必要性が認識され、政治安全保障共同体構築のための取り組みの一つと位置づけられている。この分野における合意文書からは、人身売買対策が困難であることがうかがえる。

第三に、本稿で取り上げた三つの労働形態に関する協力はいずれも初期段階にある。もっとも協力が進んでいるのは熟練労働者の移動に関する取り組みだが、相互認証協

定の履行は十分に進んでいない。非熟練労働者の移動に関しては、移民労働者政策のベストプラクティスの収集やワークショップの開催を通じた情報交換の段階にある。

取り組みを進展させるには様々な問題がある。特に、移民労働者（主に非熟練労働者）の権利保護に関する協力では、非拘束的な宣言や行動計画が、どの程度、加盟各国に対策強化をうながせるかという点が挙げられる。この問題は、加盟国間の利害対立の争点となっている。今後の課題は、こうした ASEAN 諸国の利害対立構造に焦点を当てて、本稿で紹介したさまざまな取り決めがなぜ作られたのかを検討し、移民労働者に関する協力が進展する上での障害を明らかにすることにある。

参考文献

<日本語文献>

アジア経済研究所 [2003] アジア動向年報

助川成也 [2011] 「ASEAN 経済共同体に向けて—現況と課題—」山影進編『新しい ASEAN—地域共同体とアジアの中心性を目指して—』アジアを見る眼 No.114 アジア経済研究所。

鈴木早苗 [2011] 「ASEAN における組織改革—憲章発効後の課題—」山影進編『新しい ASEAN—地域共同体とアジアの中心性を目指して—』アジアを見る眼 No.114 アジア経済研究所。

山影 進 [2011] 「ASEAN の歩んできた道、これから作る道—『新しい ASEAN』の浮上—」山影進編『新しい ASEAN—地域共同体とアジアの中心性を目指して—』アジアを見る眼 No.114 アジア経済研究所。

<外国語文献>

Anthony, Mely Caballero [2008] “Reflections on Managing Migration in Southeast Asia: Mitigating the Unintended Consequences of Securitization,” Curley Melissa G. and Wong Siu-lun eds., *Security and Migration in Asia: The Dynamics of Securitization*, London: Routledge.

Aris Ananta and Evi Nurvidya Arifin [2004] “Should Southeast Asian Borders be Opened?,” Aris Ananta and Evi Nurvidya Arifin eds., *International Migration in Southeast Asia*, Singapore: Institute of Southeast Asian Studies.

ASEAN [1996] *Joint Communique of The 29th ASEAN Ministerial Meeting (AMM)*. Jakarta, 20-21 July 1996. <<http://www.asean.org/1824.htm>> (2012 年 3 月 5 日ダウンロード)。

_____ [1997] *ASEAN Vision 2020*. <<http://www.aseansec.org/5228.htm>> (2012 年 3 月 5 日ダウンロード)。

_____ [1998] *Hanoi Plan of Action*. <<http://www.aseansec.org/8754.htm>> (2012 年 3 月 5 日ダウンロード)。

_____ [2000] *ASEAN Plan of Action for Cooperation on Immigration Matters*.

<<http://www.aseansec.org/16572.htm>> (2012 年 3 月 5 日ダウンロード)。

_____ [2003] *Declaration of ASEAN Concord II (Bali Concord II)*.

<<http://www.aseansec.org/15159.htm>> (2012 年 3 月 5 日ダウンロード)。

_____ [2004a] *Vientiane Action Programme*.

<<http://www.aseansec.org/VAP-10th%20ASEAN%20Summit.pdf>> (2012 年 3 月 5 日ダウンロード)。

_____ [2004b] *ASEAN Declaration Against Trafficking in Persons Particularly Women and Children*. <<http://www.asean.org/16793.htm>> (2012 年 3 月 5 日ダウンロード)。

_____ [2004c] *Joint Communique of the 24th ASEAN Chiefs of Police Conference* Chiang Mai, Thailand, 16-20 August 2004.

<<http://www.aseansec.org/16326.htm>> (2012 年 3 月 5 日ダウンロード)。

_____ [2005] *ASEAN Mutual Recognition Arrangement on Engineering Services*.

<<http://www.aseansec.org/18009.htm>> (2012 年 3 月 5 日ダウンロード)。

_____ [2006a] *ASEAN Framework Agreement on Visa Exemption*, Kuala Lumpur, 25 July 2006. <<http://www.asean.org/18570.htm>> (2012 年 3 月 5 日ダウンロード)。

_____ [2006b] *ASEAN Mutual Recognition Arrangement on Nursing Services*.

<<http://www.aseansec.org/19210.htm>> (2012 年 3 月 5 日ダウンロード)。

_____ [2007a] *Charter of the Association of Southeast Asian Nations*, Singapore, 20 November 2007.

<<http://www.aseansec.org/publications/ASEAN-Charter.pdf>> (2012 年 3 月 5 日ダウンロード)。

_____ [2007b] *ASEAN Declaration on the Protection and Promotion of the Rights of Migrant Workers*. <<http://www.aseansec.org/19264.htm>> (2012 年 3 月 5 日ダウンロード)。

_____ [2007c] *ASEAN Documents on Combating Transnational Crime and Terrorism: A Compilation of ASEAN Declarations, Joint Declarations, and Statements on Combating Transnational Crime and Terrorism*. Jakarta: ASEAN Secretariat. <

<http://www.aseansec.org/documents/DocSeriesOnTC.pdf>> (2012 年 3 月 5 日ダウンロード)。

_____ [2008] *ASEAN Committee on the Implementation of the ASEAN Declaration on the Protection and Promotion of the Rights of Migrant Workers (ACMW)*. <<http://www.aseansec.org/23062.pdf>> (2012 年 3 月 5 日ダウンロード)。

_____ [2009] *Roadmap for an ASEAN Community 2009-2015*.
<<http://www.aseansec.org/publications/RoadmapASEANCommunity.pdf>>
(2012 年 3 月 5 日ダウンロード)。

_____ [2010] *ASEAN Handbook on International Legal Cooperation in Trafficking in Persons Cases*.
<<http://www.aseansec.org/publications/ASEAN%20Handbook%20on%20International%20Legal%20Cooperation%20in%20TIP%20Cases.pdf>> (2012 年 3 月 5 日ダウンロード)。

_____ [2011] *ASEAN Leaders' Joint Statement in Enhancing Cooperation against Trafficking in Persons in South East Asia*. Jakarta, 8 May 2011.
<http://www.asean.org/Joint_Statement_TIP.pdf> (2012 年 3 月 5 日ダウンロード)。

Chalamwong, Yongyuth [2004] "Government Politics on International Migration: Illegal Workers in Thailand," Aris Ananta and Evi Nurvidya Arifin eds., *International Migration in Southeast Asia*, Singapore: Institute of Southeast Asian Studies.

Hugo, Graeme [2004] "International Migration in Southeast Asia since World War II," Aris Ananta and Evi Nurvidya Arifin eds., *International Migration in Southeast Asia*, Singapore: Institute of Southeast Asian Studies.

Liow, Joseph Chinyong [2006] "Malaysia's Approach to Indonesian Migrant Labor: Securitization, Politics, Or Catharsis?," Anthony, Mely Caballero, Ralf Emmers and Amitav Acharya eds., *Non-Traditional Security in Asia: Dilemmas in Securitization*. Aldershot: Ashgate.